

高梁市議会委員会条例の一部を改正する条例

高梁市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月25日提出

提出者 議会のあり方検討特別委員会

委員長 宮田好夫

高梁市条例第 号

(令和6年 月 日制定)

高梁市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 高梁市議会委員会条例（平成16年高梁市条例第284号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「社会福祉事務所」の次に「、こども家庭センター」を加える。

第2条 高梁市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

(1) 総務産業委員会 8人

総務部、産業経済部、土木部、会計課、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項、消防に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 市民文教委員会 8人

市民生活部、健康福祉部、社会福祉事務所、こども家庭センター、国民健康保険成羽病院、選挙管理委員会及び教育委員会の所管に属する事項

附 則（令和6年高梁市条例第 号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される高梁市議会議員の任期が始まる日から施行する。

提 案 理 由

機構改革に伴い、常任委員会の所管を改めるため。また、高梁市議会議員の改選に伴い、常任委員会の名称、委員定数及びその所管を改めるため。

(参考)

高梁市議会委員会条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市民生活委員会 6人</p> <p>市民生活部、健康福祉部、社会福祉事務所、<u>こども家庭センター</u>、 国民健康保険成羽病院及び選挙管理委員会の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 市民生活委員会 6人</p> <p>市民生活部、健康福祉部、社会福祉事務所、国民健康保険成羽病 院及び選挙管理委員会の所管に属する事項</p>

(参考)

高梁市議会委員会条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務産業委員会 8人</u></p> <p><u>総務部、産業経済部、土木部、会計課、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項、消防に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>市民文教委員会 8人</u></p> <p><u>市民生活部、健康福祉部、社会福祉事務所、こども家庭センター、国民健康保険成羽病院、選挙管理委員会及び教育委員会の所管に属する事項</u></p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務文教委員会 6人</u></p> <p><u>総務部、会計課、監査委員、固定資産評価審査委員会及び教育委員会の所管に属する事項、消防に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>産業経済委員会 6人</u></p> <p><u>産業経済部、土木部及び農業委員会の所管に属する事項</u></p> <p>(3) <u>市民生活委員会 6人</u></p> <p><u>市民生活部、健康福祉部、社会福祉事務所、こども家庭センター、国民健康保険成羽病院及び選挙管理委員会の所管に属する事項</u></p>